

別表第3(第2条関係)

開発行為等許可申請等手数料

項	名称	区分	金額	
1	開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	1件につき 8,600円
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	1件につき 22,000円
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	1件につき 43,000円
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	1件につき 86,000円
			開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	1件につき 130,000円
			開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	1件につき 170,000円
			開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	1件につき 220,000円
			開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	1件につき 300,000円
		主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	1件につき 13,000円
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	1件につき 30,000円
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	1件につき 65,000円
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	1件につき 120,000円
			開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満場合	1件につき 200,000円
			開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	1件につき 270,000円
			開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	1件につき 340,000円
			開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	1件につき 480,000円

		その他の開発行為	<table border="1"> <tr> <td>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合</td> <td>1件につき 86,000円</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合</td> <td>1件につき 130,000円</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合</td> <td>1件につき 190,000円</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合</td> <td>1件につき 260,000円</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合</td> <td>1件につき 390,000円</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合</td> <td>1件につき 510,000円</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合</td> <td>1件につき 660,000円</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合</td> <td>1件につき 870,000円</td> </tr> </table>	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	1件につき 86,000円	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	1件につき 130,000円	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	1件につき 190,000円	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	1件につき 260,000円	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	1件につき 390,000円	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	1件につき 510,000円	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	1件につき 660,000円	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	1件につき 870,000円
開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	1件につき 86,000円																		
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	1件につき 130,000円																		
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	1件につき 190,000円																		
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	1件につき 260,000円																		
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	1件につき 390,000円																		
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	1件につき 510,000円																		
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	1件につき 660,000円																		
開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	1件につき 870,000円																		
2	開発行為変更許可申請手数料		<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に</p>																

			応じ前号に規定する額 ウ その他の変更については、10,000円
3	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物特例許可申請手数料		1件につき 46,000円
4	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		1件につき 26,000円
5	開発許可地位承継承認申請手数料	承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合	1件につき 1,700円
		承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1件につき 1,700円
		承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	1件につき 2,700円
		承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、その他のものである場合	1件につき 17,000円
6	開発登記簿写し交付手数料		用紙1枚につき 470円
7	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明手数料		用紙1枚につき 300円